

新規採用職員 説明会・歓迎会を開催！！

★説明会★

4月7日（月）のお昼休みに災害対策本部室にて、新規採用職員に向けた組合説明会を行いました。



今年は採用人数も多く、運動部の先輩職員ほか約20名のスタッフで対応しました。時間になったら、一斉に資料やお茶などを配布しました。組合とは何か？の説明ムービーの上映や、運動部の先輩からは自己紹介、活動内容の紹介、部の加入の呼びかけ、組合に加入して良かったことなどの話がありました。その場で数名が加入し、組合の仲間入りをしました。

★歓迎会★

4月16日（水）、オリエンタルホテルにて歓迎会を開催しました。新規採用職員18名のほか、先輩職員や自治労連千葉県本部、中央労働金庫市川支店からの来賓など、総勢90名が集まりました。

田中執行委員長からのあいさつでは、新規採用職員への祝いの言葉とともに、「組合では、皆さんの声を吸い上げて市に届けています。これから先、お仕事をしていくうえで何かあれば組合を頼ってください。そして、ぜひ組合に加入してください」と呼びかけました。また、先輩職員による部活動紹介や自治労連千葉県本部からは組合の重要性や、青年部活動の交流への呼びかけ、中央労働金庫市川支店からは3つのお得な情報などをご紹介いただきました。

新規採用職員からの自己紹介では趣味や特技をアピールしたり、「地元浦安で働くことができてうれしい」「初めての浦安市でわからないことばかりだけど、精一杯頑張りたい」など、力強い意気込みを語っていただき、緊張しながらも元気いっぱいな皆さんに、参加者全員がフレッシュな気持ちになれる会となりました。



今後とも、職員組合の活動にご理解・ご協力をお願いいたします。

また、職員組合の取り組みに関するご意見・ご要望などがありましたら、お近くの執行委員もしくは10階の職員組合事務所にご連絡ください。

まだ組合に加入していない、そのみなさん！
職員組合では、みなさんの組合の加入をお待ちしています！！



組合事務所のご案内

月曜日～金曜日9：00～17：00（申請やお受け取りなどは10：00～16：00にお願いします。）

場所：市役所庁舎10F とても見晴らしの良いところです！！ぜひ、お立ち寄りください！

TEL：047-304-7206（直通）内線11091 FAX：047-305-7205

メールアドレス：kumiai-u@jcom.home.ne.jp

長年の組合の要求が実現！！

今年度から特別休暇「子の看護等」が改善

子が2人の場合：7日⇒10日（3日増）

特別休暇（子の看護等の休暇）に関する規則の改正があり、今年度から、子が2人以上いる場合は、年10日の取得が可能になりました。（詳細は下記人事課からの提供資料の表に記載）

職員組合は、子の看護休暇の日数増、取得事由の拡大を長年要求してきました。取得日数については、2人以上の場合、他市が10日のところ、浦安では7日しかなく、昨年の秋の交渉で早期の改善を求めたところでした。今回、ようやく10日とさせることができました。

しかし、実現したのは要求のほんの一部です。県内では、子が一人の場合でも年間7日取得できる市町村が15あります。千葉県庁では、対象となる子について義務教育終了前までと年齢を引上げており、取得事由についても、授業参観や運動会等の学校行事を広く含む制度となっています。

また、休暇制度を改善させたとしても、職場の人員体制が整わなければ、思うように休めなかったり、負担が特定の職員に集中してしまう、ということが起きます。皆が気持ちよく働き、そして休むことができるよう、職場からの人員要求が重要です。

職員組合では、これからも、職員が働きやすい職場環境になるよう、皆さんの声を当局に伝え、要求の実現に向けて交渉していきます。引き続き、組合を支えていただきますよう、よろしくお願いいたします。

	旧（～R7.3.31）	新（R7.4.1～）
取得事由	子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）	子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと、疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへ参加をすることをいう。）
取得日数	職員1人につき、中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）が、 ・1人の場合→1の年度（4月～3月）において5日の範囲内 ・2人以上の場合→1の年度（4月～3月）において7日の範囲内	職員1人につき、中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）が、 ・1人の場合→1の年度（4月～3月）において5日の範囲内 ・2人以上の場合→1の年度（4月～3月）において10日の範囲内

※取得事由の詳細については、休暇の取扱基準に記載予定。

※施行日は令和7年4月1日

入学祝金の申請を受け付けています。

職員組合では福利厚生事業として、組合員のお子さんが小学校・中学校・高等学校に入学するとお祝い金を差し上げています。また、夫婦で組合員の場合は双方に出ます。

申請用紙は、庁舎10階組合事務所でもご用意しておりますが、「職員組合ホームページkumiai-u.com」の「トップページ→資料&書式」でダウンロードしてお使い下さい。

人間ドック、慶弔金（入学、結婚、出産、傷病見舞金）なども受付しています！

★人間ドックにつきましては上限補助額が8,000円です。

また、人間ドックの申請の際には添付書類として、領収証のコピーが必要となります。

浦安市職員組合のホームページのアドレスが変わりました！！

職員組合では、組合員のみなさまに組合での活動や、うしおニュースの発行、福利厚生内容などの情報をお届けするために、ホームページが閲覧できるようになっています。下記のアドレスを、お気に入りやブックマークなどにまだ登録されていない方は、ぜひこの機会にご登録、ご活用ください！

申請書類もダウンロードできます。

こちらから➡

kumiai-u.com